

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示		ページ
○水域利用調整区域の指定	(危機対策課)	38
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可	(農業施設管理課)	40
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	40
○土地改良事業の工事の完了の届出	(農業施設管理課)	40
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	41
○森林法による通知に代える公示	(治山課)	41
○水防警報を行う河川の指定	(維持管理防災課)	41
公 表		
○水防法による洪水浸水想定区域の指定	(維持管理防災課)	41
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		41

告 示

北海道告示第444号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

令和元年6月25日

北海道知事 鈴木直道

1 石狩浜海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA点、B点、C点及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号。以下「規則」という。）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い600mの地点

(B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

- (C点) 基線1と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線沿い100mの地点
- (D点) C点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点
- (2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
- (3) 期間
令和元年7月13日から同年8月18日まで
- #### 2 おたるドリームビーチ海水浴場水域
- (1) 区域
おおむね次のA点、B点、C点及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
- (A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い329.5mの地点
- (B点) A点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点
- (C点) 基線2と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い900mの地点
- (D点) C点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点
- (2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
- (3) 期間
令和元年6月28日から同年9月1日まで
- #### 3 銭函ヨットハーバー水域
- (1) 区域
おおむね次のA点、B点、C点及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
- (A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下「基線4-1」という。）と海岸線が交差する地点
- (B点) 基線4-1上で、A点から沖合方向250mの地点
- (C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線4-2」という。）と海岸線が交差する地点
- (D点) 基線4-2上で、C点から沖合方向250mの地点
- (2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和元年6月29日から同年9月1日まで

4 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA点、B点、C点及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線5」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) 基線5上で、A点から沖合方向250mの地点

(C点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

(D点) C点から基線5に平行する直線上の沖合230mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和元年7月6日から同年8月25日まで

5 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のA点、B点、C点、D点、E点、F点、G点、H点、I点、J点、K点、L点、M点及びN点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線（以下「基線6-1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

(C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線（以下「基線6-2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点) 基線6-2上で、C点から沖合方向350mの地点

(E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線（以下「基線6-3」という。）と海岸線が交差する地点

(F点) 基線6-3上で、E点から沖合方向150mの地点

(G点) 基線6-2上で、C点から沖合方向150mの地点

(H点) B点から基線6-1に平行する直線上の沖合方向100mの地点

(I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線（以下「基線6-4」という。）と海岸線が交差する地点

(J点) 基線6-4上で、I点から沖合方向350mの地点

(K点) 基線6-1上で、A点から沖合方向400mの地点

(L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点

(M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点

(N点) 基線6-4上で、I点から沖合方向100mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和元年7月12日から同年8月25日まで

6 浜中・モイレ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA点、B点、C点及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 余市町道旧役場線東方向延長線（以下「基線7」という。）と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い50mの地点

(B点) A点から基線7に平行する直線上の沖合40mの地点

(C点) 基線7と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い550mの地点

(D点) C点から基線7に平行する直線上の沖合100mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和元年7月12日から同年8月18日まで

7 壮瞥温泉園地水域

(1) 区域

おおむね次のA点、B点、C点及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 壮瞥町道公営住宅線の北方向延長線（以下「基線1-1」という。）と湖岸線が交差する地点から西へ40mの地点

(B点) 基線1-1上で、基線1-1と湖岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点

(C点) 壮瞥町四十三川導流堤右岸先端部より中島棧橋方向延長線（以下「基線1-2」という。）上で、基線1-2と湖岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点

(D点) 基線1-2と湖岸線が交差する地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和元年7月1日から同年9月30日まで

8 屈斜路湖砂湯地区

(1) 区域

おおむね次のA点、B点、C点及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 弟子屈町字美留和1番地1-375北端境界線の西方向延長線(以下「基線2-1」という。)と湖岸線が交差する地点

(B点) 基線2-1上で、A点から沖合方向200mの地点

(C点) 弟子屈町字美留和1番地1-283南端境界線の西方向延長線(以下「基線2-2」という。)上で、基線2-2と湖岸線が交差する地点から沖合方向200mの地点

(D点) 基線2-2と湖岸線が交差する地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和元年7月13日から同年8月18日まで

北海道告示第445号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、当麻土地改良区が管理する当麻ダムに係る管理規程の変更を認可した。

令和元年6月25日

北海道知事 鈴木直道

認可した管理規程の概要

当麻ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第446号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和元年6月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年6月25日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
兵村北	農業用排水施設、区画整理	北海道上川総合振興局
端野下右岸第2	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、客土	北海道オホーツク総合振興局

北海道告示第447号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

令和元年6月25日

北海道知事 鈴木直道

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
厚真町土地改良区	富里20	災害復旧[農業用施設]	平成31.4.26
同	美里2	同	同
同	豊丘1	同	同
同	豊丘2	同	同
同	豊丘3	同	同
同	富里21	同	令和元.5.10
同	豊沢1	同	同元.5.20
同	豊沢2	同	同

北海道告示第448号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和元年6月25日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 茅部郡鹿部町字大岩1の1(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第449号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年6月25日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
檜山郡江差町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第450号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を小平町役場の掲示場に掲示した。

令和元年6月25日

北海道知事 鈴木直道

- 通知の内容
令和元年農林水産省告示第402号
- 所在が不明な者
小野 重義、株式会社北信商事、木村 博、倉田 茂和、佐々木一男、佐藤 己之助、外山 一正、外山 直樹、播磨 高光

北海道告示第451号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

令和元年6月25日

北海道知事 鈴木直道

水系名	河川名	水防警報区
		左岸 右岸
阿寒川	阿寒川	釧路市山花十四線132番地先のヌカマンベツ川合流点下流から海まで
		釧路市山花十四線131番1地先のヌカマンベツ川合流点下流から海まで

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

令和元年6月25日

北海道知事 鈴木直道

水 系 名	河川名	関 覧 場 所
二級河川阿寒川	阿寒川	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第295号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年6月25日

北海道警察本部長 山岸直人

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 落札に係る物品等の名称
交通事故自動見分システム搭載車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
 - 調達予定数量
8台分
- 落札を決定した日
令和元年6月11日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏 名
NTTファイナンス株式会社
 - 住 所
東京都港区港南1丁目2番70号

- 4 落札金額
1,710,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年4月26日付け北海道警察本部告示第192号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-